

組合立諏訪中央病院 経営強化プラン

(令和5年度～9年度)

令和5年4月

目次

	頁
はじめに	
経営強化プラン策定の背景	2
I 役割・機能の最適化と連携の強化	
1 地域医療構想等を踏まえた当院の果たすべき役割・機能	3
2 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能	6
3 機能分化と連携強化	8
4 医療機能や医療の質、連携強化等に係る数値目標	9
5 一般会計負担の考え方	13
6 住民理解のための取組	15
II 医師・看護師等の確保と働き方改革	
1 医師・看護師等の確保	15
2 臨床研修医の受入れ等を通じた若手医師の確保	17
3 医師の働き方改革への対応	19
III 経営形態の見直し等	
1 経営形態の見直し	22
IV 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組	23
V 施設・設備の最適化	
1 施設・設備の適正管理と整備費の抑制	26
2 デジタル化への対応	28
VI 経営の効率化等	
1 旧「新改革プラン」における数値目標の達成状況（総括）	30
2 経営指標に係る数値目標	32
3 目標達成に向けた具体的な取組	34
VII まとめ	39

はじめに

経営強化プラン策定の背景

組合立諏訪中央病院は、第3期増改築事業を平成29年3月に完了し、新たに様々な機能を拡充しながら、この地域に必要な医療体制を確保し今日に至っている。

そうした中、病院の現状と課題を明確にし、今後の病院の進むべき方向性を定めるため、同じく平成28年度から令和2年度までを目標とする「組合立諏訪中央病院新改革プラン（以下「新改革プラン」）を策定した。

その目的としては、全国的に赤字経営と医師不足による病院存続の危機が様々な自治体病院で指摘される中で、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の成立に合わせて、総務省が示した「公立病院改革ガイドライン」を基に、自治体病院の改革プラン策定が要請され、「経営の効率化」、「再編・ネットワーク化」や「経営形態の見直し」等、それぞれの病院独自の視点で改革すべき点を検討し、目指す目標が盛り込まれている。

全国的には今だに医師をはじめとした医療スタッフの不足により医療の継続が難しい状況にあったり、赤字経営が続いている病院も散見される中で、当院は組織市村からの繰入金見直しが大きな要因となり、令和元年度から経常収支の黒字化を達成することができ、従来から取組んできた医師確保対策も機能して、比較的安定した経営を今後継続できる状況にまで改善してきている。

そうした中、今般新型コロナウイルス感染症への対応において、公立病院の果たす役割の重要性が認識され、改めて地域の医療機関における機能分化・連携強化等を通じ、役割分担の明確化・適正化や医師・看護師確保の取り組みなどの視点を踏まえ、「地域医療構想」の方針に沿って、令和9年度までを目標とした公立病院の経営強化プランを新たに策定することとした。

加えて、近年医師の働き方改革に関する対応が喫緊の課題となり、当院としても「諏訪中央病院医師等勤務時間短縮計画」を策定し、すべての医師がA水準となる年間960時間以内の超過勤務体制になるよう取組を進めるとともに、医療従事者全体の労働環境の改善を進めていくこととしている。

健全な病院経営の強化を両立していくためには、以下に記述するような、様々な角度からの取り組みを通じて、しっかりした目標設定を設けながら、職員が一体となつて着実に対応し、この経営強化プランを実効性のあるものにしていく必要性を感じているところである。

I 役割・機能の最適化と連携の強化

1 地域医療構想等を踏まえた当院の果たすべき役割・機能

○ 諏訪二次医療圏の現状と課題

令和3年7月1日時点における諏訪圏域の病床機能別ベッド数と当院の状況、地域医療構想における2025年の推計値については、以下の通りとなっている。

① 諏訪圏域の現状 1,798 床（高度急性期 353 床、急性期 861 床、回復期 261 床、慢性期 323 床）

内、諏訪中央病院 360 床（高度急性期 34 床、急性期 206 床、回復期 84 床、慢性期 36 床）

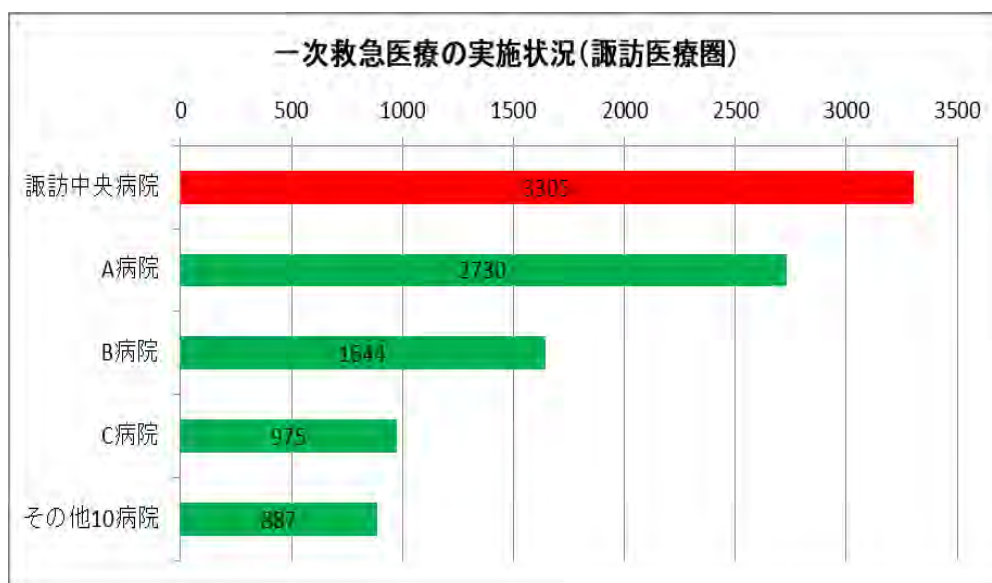
② 諏訪圏域推計値 1,733 床（高度急性期 215 床、急性期 719 床（2025年） 回復期 510 床、慢性期 289 床）

諏訪医療圏を取り巻く状況としては、人口が現在の約19万人余から2025年には18万人余、2045年には14万人余と減少が続き、入院需要も2025年にピークを迎え、高齢化率は2025年34.4%から2045年42.7%と推移、疾患別では肺炎や心不全等の総合的な診療を求められる疾患が増加すると見込まれている。

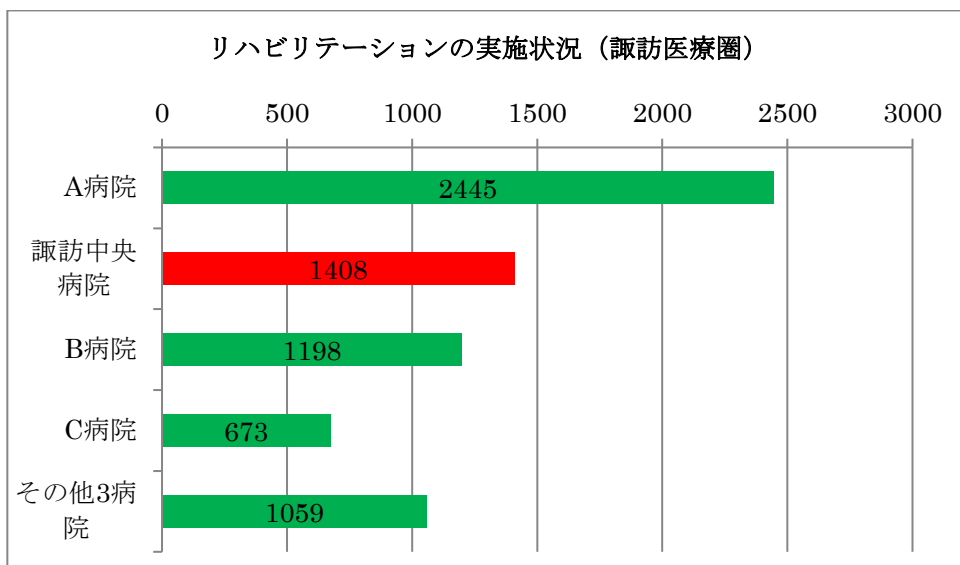
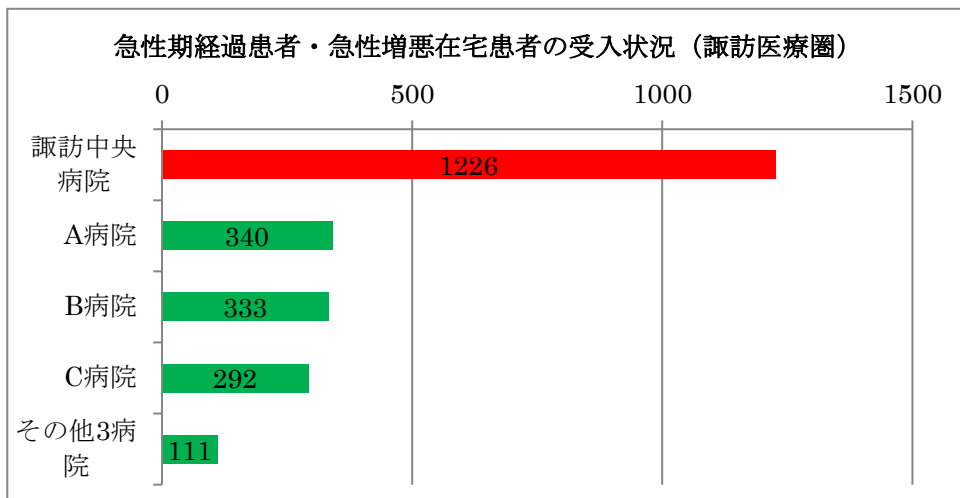
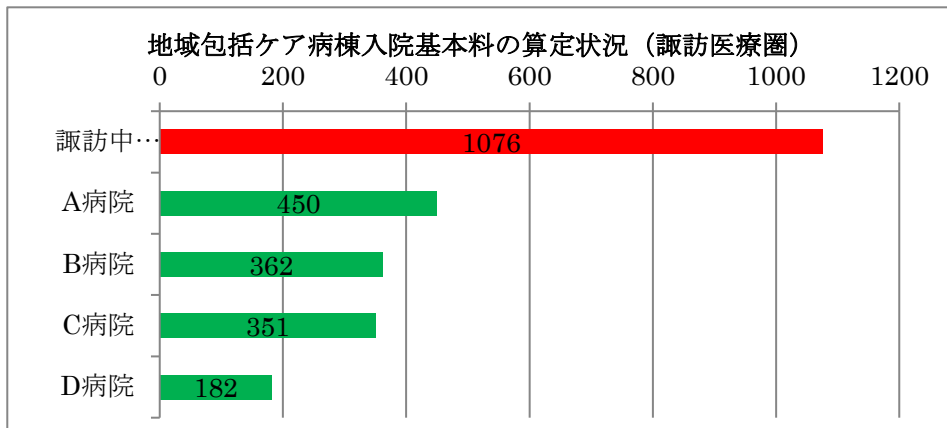
そうした中で、前回の医療構想で示された諏訪圏域の2025年機能別病床数1,733床（現状から65床の減）をどのように評価し、令和5年度末までに地域医療調整会議において議論されることとされているが、現時点で示されている医療提供体制関連データを参考に圏域内における主だった指標から見る当院の特徴については、以下のグラフのとおりである。

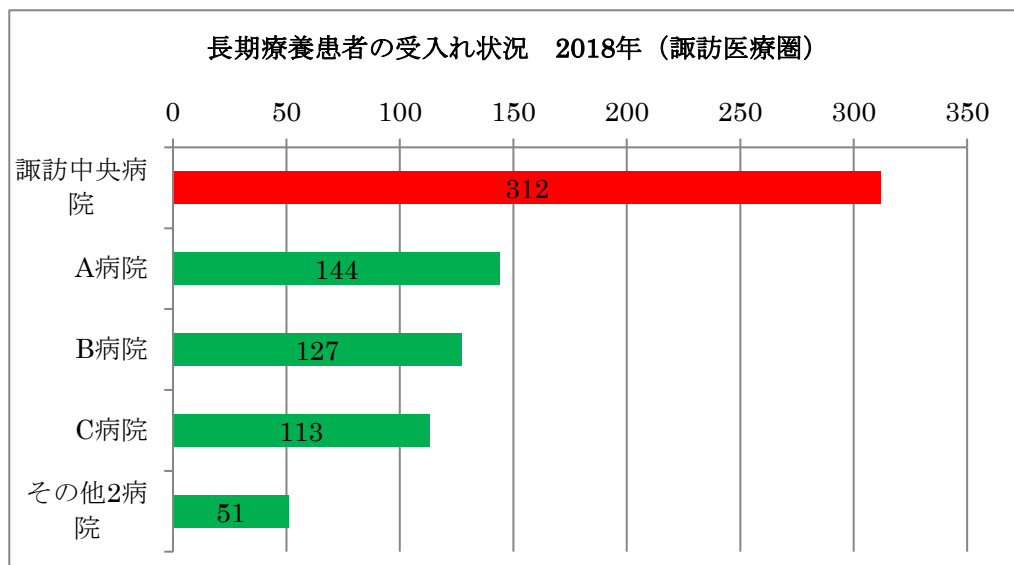
*レセプトデータ等の分析より（抜粋）

ア 一次救急医療の実施状況は高い



イ 地域包括ケア、在宅医療支援への関連が強い指標については高い傾向





こうした現状を踏まえ、諏訪圏域における地域医療調整会議では諏訪圏域における課題を以下の通りとしている。

【各医療機関で共通している課題】

- ・継続的な医療従事者の確保
- ・働き方改革を踏まえた、日当直体制・医療体制の維持

【諏訪圏域としての課題】

- ・少子高齢化による患者数、医療従事者の減少
- ・回復期・慢性期病床の不足
- ・認知症患者の増加を見据えた体制の構築
- ・急性期病院との連携

○ 当院の現状

〔病床区分毎〕

【病床種別毎】 一般病床 324 床、療養病床 36 床 計 360 床

【病床機能毎】 高度急性期 34 床（2 南・ICU）、急性期 206 床（小産・3 西・3 北・4 南・4 北・PCU）、回復期 84 床（3 南・4 東）、慢性期 36 床（4 西）

【入院基本料毎】 一般急性期病床 190 床、地域包括ケア病床 86 床、緩和ケア病床 12 床、回復期リハビリテーション病床 36 床、医療療養病床 36 床

〔診療科目〕

内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、腫瘍内科、代謝内科
 内分泌内科、腎臓内科、脳神経内科、感染症内科、リウマチ科、漢方内科、小
 児科、産婦人科、精神科、外科、消化器外科、乳腺外科、肛門外科、整形外科、
 脳神経外科、泌尿器科、リハビリテーション科、耳鼻いんこう科、眼科、放射

線科、歯科口腔外科、皮膚科、病理診断科、救急科、麻酔科の 32 科。

〔職員数〕（令和 5 年 6 月 1 日時点）

職種	医師		看護師		准看護師		看護補助者		医療技術員		事務員		その他		合計	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
実人数	63	47	321	62	0	3	3	26	150	29	51	72	0	17	588	256
常勤換算数	63.0	42.2	321.0	48.6	0.0	2.5	3.0	22.4	150.0	22.9	51.0	65.0	0.0	15.7	588.0	219.3

○ 当院の果たすべき役割

医療圏における当院の役割としては、従来から一般急性期病床、地域包括ケア病床、回復期リハビリテーション病床、医療療養型病床、緩和ケア病床を持ち、救急から在宅までを診られるケアミックス病院として、2次医療体制を担い、地域のニーズに対応した中核病院としてバランスが取れた医療提供体制を維持できているため、少なくとも経営強化プラン策定期間中の令和 9 年度までで病床区分の変更は必要ないものとみている。

産婦人科領域では、当院より南の甲府市に至る地域で分娩取り扱い医療機関がないという状況の中で、当院でも産婦人科医が確保できずにいることが地域として大きな課題となっている。

今回の経営強化プランにおいても、前新改革プランで挙げた役割と現状を見据え、以下の項目を果たすべき役割としたい。

- ・ 八ヶ岳西麓の救急医療・がん診療を担うこと
- ・ 高齢者に多い整形外科領域や複数疾患をもつ患者への適切な医療の提供
- ・ 在宅復帰に向けたリハビリテーション医療の充実
- ・ 安心して子どもを出産し、育てられるよう小児医療と分娩体制の維持を図る
- ・ 高度医療が可能な機器導入と医療体制の拡充により、当院としての新たな先進医療への取組に着手するとともに、それに伴う医療収益の安定的確保を目指す。

これからの外科系医療等において、携わる医師等の意向を踏まえ、この地域における高度医療ニーズの高まりに対応していくためには、医療支援ロボット等、先進医療機器導入を当院としても積極的に検討すべき時期に来ている。

設備投資に伴う経費の増嵩と、今後の医療ニーズを見据えた医療収支のバランスを計画的に見込みながら、早期導入を目指していきたい。

2 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能

○ 当院の現状と課題

当院は、早くから訪問活動を開始（1982 年）し、デイケア（1984 年）を立ち上げ、在宅支援を続けてきた。介護保険の始まりに併せ、平成 2（1990）年

には、老人保健施設「やすらぎの丘」を開設し、平成 12（2000）年には、介護療養型病床群、訪問看護ステーションを稼働させている。

また、在宅・地域ケアセンター（旧在宅診療部）があり、20 名を超える医師が 200 名弱の訪問診療を行っている。その後、平成 23（2011）年には茅野市から介護老人福祉施設「ふれあいの里」を経営移管し運営している。自己完結型の地域包括ケアシステムに近いものを実践している。

しかし、社会情勢の変化に対応した診療報酬改定・介護報酬改定や当院の病床機能・地域のニーズの変化、民間企業の進出などにより、自治体が自己完結型ケアシステムのすべてを担うには経営的なことも含め課題も多く、介護保険事業にあっては収益面で厳しい状況が続いている。

課題としては、住民のニーズやこの地域の医療・介護サービスの供給度合などを把握し、当院が担うべきものを経営的観点や地域の情勢から判断し、自己完結型ケアシステムを継続していくのか、官民協力のうえでの機能分化・スリム化が必要なのかなどを、行政を含めて検討していく必要があり、令和 3 年度には老朽化が進む介護施設の今後の在り方を利用者の確保、人員配置、老朽化対策費用の見積もりなどを含めた経営シミュレーション、病院、他併設施設との人事調整など組織全体で検討し、理事者並びに議会に提言した。

また新型コロナウイルス感染症の影響により、介護施設についても利用者の確保が見込どおりにいかず、分析や今後の経営方針が立てられない状況であったが、令和 5 年度より施設規模をスモールダウンして運営することで収支バランスの回復を試みている。令和 6 年度には検討員会に組織市村担当者も加え、継続して審議する中で方向性を決定していく予定である。

○ 果たすべき役割について

目指すべき地域包括ケアシステムの構築について、当院は先行した様々な取り組みがなされているが、茅野市においては、公民協働による「福祉 21 茅野」が策定した 21 世紀のケアマネジメントシステムとしての「ビーナスプラン」が実践されており、市内 4 か所に保健福祉サービスセンターを設置し、保健福祉の拠点として地域住民のニーズに応える体制を作っている。

そうした中、令和 2 年 4 月には内閣府のスーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に関する公募に応募し、8 月 6 日に実施された第 1 回スーパーシティ専門調査会を受けて、令和 4 年 3 月に開催された「第 3 回 スーパーシティ型国家戦略特別区域の区域指定に関する専門調査会」で茅野市を「デジタル田園健康特区」として整備する方針が示された。「デジタル田園健康特区」は、「デジタル技術の活用によって、地域における健康、医療に関する課題の解決に重点的に取り組む複数の自治体をまとめて指定し、地域のデジタル化と規制改革を強力に推進する」ことを目指している。

この「茅野市スーパーシティ構想」の人的取り組みの柱の一つに「諏訪中央

病院による地域医療の推進」が掲げられ、地域医療に関するリーダー的な機関としての機能が求められおり、「デジタル田園健康特区」における取り組みについても今後、市とも連携を図りながら参画していく予定である。

3 機能分化と連携強化

諏訪2次医療圏においては、諏訪地域病院長連絡会が毎年2回、病病連携実務担当者会議が年3回開催され、情報交換等が頻繁になされている。諏訪地域にある高度急性期病院としては、諏訪赤十字病院が担っており、他の病院は地域内にバランスよく所在しているため、それぞれの地域の救急患者を受け入れる体制を構築している。

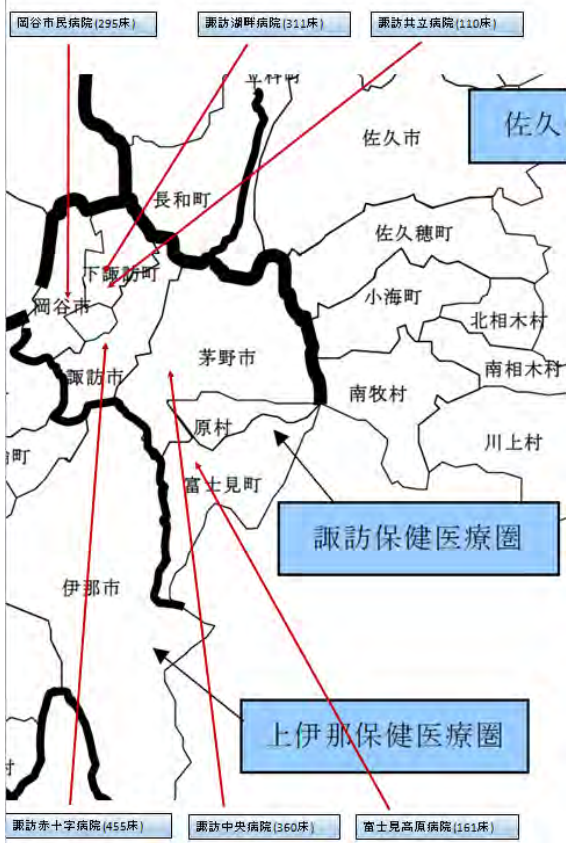
ネットワークについては、当院を含めいくつかの病院が信州大学を拠点とした信州メディカルネットに加わっており、このシステムを利用した患者情報の交換を実施している。病院長連絡会や病病連携実務担当者会議を通じて、病院間の基本的なネットワークが構築され、様々な問題に対して、病院相互の意見交換を行っている。

諏訪圏域は、それぞれの病院が積極的に設備投資を行いながら、自分たちの病院の使命を果たしている。また、病院の設立母体が、赤十字、厚生連、民間、自治体と多岐にわたっていることもあり、現状の機能を再編して見直してくといった状況にはないと考えている。

今回の新型コロナウイルス感染症対策としての病床確保については、諏訪圏域の医療機関における確保病床を諏訪保健所が調整役となって適切にコントロールした上で、自治体病院の使命として当院も最大限の確保及び受入を行った。

令和5年5月8日より新型コロナウイルスの感染法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行したが、引き続き確保病床が必要な状況だと判断される場合には圏域医療機関が連携しつつ対応していくこととしている。

諏訪保健医療圏の状況(病院群輪番制病院)



山梨県中北医療圏(峡北地域)の状況(病院群輪番制病院)



4 医療機能や医療の質、連携強化等に係る数値目標

医療機能、医療品質、連携強化に係る各指標については、現状を見据え、令和9年度までの数値目標を下記の通り設定する。

① 医療機能に係るもの

○ 救急車搬入患者数

救急車搬入患者数は、断らないを基本とし、年間2,700件以上を維持する。

	3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
救急車搬入患者数(人)	2,654	3,085	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
うち入院患者数(人)	1,464	1,489	1,489	1,489	1,489	1,489	1,489

○ 手術件数

手術件数は、令和 9 年度までに年間 2,110 件以上を目指し、うち全身麻酔は 800 件を維持する。

	3 年度 (実績)	4 年度 (実績)	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
手術件数(件)	1,984	1,820	1,878	1,936	1,994	2,052	2,110

○ 訪問診療件数・訪問リハビリテーション件数・訪問看護件数

- ・訪問診療件数については年間 550 件以上を目指す。
- ・訪問リハビリテーション件数については年間 900 件以上を目指す。
- ・訪問看護件数（介護＋医療）については 5,760 件以上を目指す。

	3 年度 (実績)	4 年度 (実績)	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
訪問診療件数(人)	466	404	433	462	491	520	550
訪問リハビリテーション件数(人)	898	816	832	848	864	880	900
訪問看護件数(人)	5,506	5,684	5,699	5,714	5,729	5,744	5,760

* 訪問診療については医療訪問分含む

○ リハビリテーション件数

リハビリテーション件数は、在籍職員数の増減にもよるが、当面の間、入院外来合わせて理学療法年間 118,000 件以上、作業療法年間 46,000 件以上、言語療法年間 25,000 件を目指す。

	3 年度 (実績)	4 年度 (実績)	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
理学療法件数(件)	110,229	113,893	114,714	115,535	116,356	117,177	118,000
作業療法件数(件)	44,628	40,598	41,678	42,758	43,838	44,918	46,000
言語療法件数(件)	24,506	22,653	23,122	23,591	24,060	24,529	25,000

○ 分娩件数

助産師による院内助産体制での分娩件数となるため、令和 5 年度で年間約 50 件、令和 9 年度までに年間 120 件を目指す。

	3 年度 (実績)	4 年度 (実績)	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
分娩件数(件)	60	31	49	67	85	103	120

② 医療品質に係るもの

○ 患者満足度、健康・医療相談（健康診断・人間ドック）件数

- ・満足度調査は毎年行う。80%以上を目指す。
- ・健康・医療相談（健康診断・人間ドック）件数については企業健診受託、冬場の落ち込みを改善することなどで8,000件以上を目指す。

	3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
患者満足度(入院)(%) (やや満足以上)	コロナ禍のため未実施予定	コロナ禍のため未実施予定	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0
患者満足度(外来)(%) (やや満足以上)	コロナ禍のため未実施予定	コロナ禍のため未実施予定	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0
健康・医療相談件数(件)	6,978	7,331	7,465	7,599	7,733	7,867	8,000

○ 在宅復帰率

在宅復帰率は施設基準に則り、急性期一般病床80%以上、地域包括ケア病床72.5%以上、回復期リハビリテーション病床で70%以上を維持していく。

	3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
急性期一般病床(%)	97.6	97.7	97.6	97.6	97.6	97.6	97.6
医療療養病床(%)	87.9	64.8	87.9	87.9	87.9	87.9	87.9
地域包括ケア病床(%)	95.2	79.7	95.2	95.2	95.2	95.2	95.2
回復期リハビリテーション病床	86.6	83.1	86.6	86.6	86.6	86.6	86.6

○ クリニカルパス件数

治療の標準化と効率化を図るため、退院患者数の30%を目標とする。
新たなクリニカルパスとして心不全外来のクリニカルパスを作成し運用しているが、新型コロナウイルス感染症についても今後検討していく。

◎ QI プロジェクト関連指標

医療の質に関する指標として、当院は日本病院会主催の QI(Quality Indicator)プロジェクトに参加している。令和 2 年度は 347 病院が参加。測定項目は、患者満足度や入院患者の転倒・転落発生率など 32 項目。「自院の診療の質を知り、経時的に改善する」ことを目的とし、医療の質を測定、評価、公表するための指標の検討と各病院で PDCA サイクルを病院の運営管理の手法に組み込むことを促す役割を担っている。質の改善は、継続的に行う必要があり、当院はプロジェクト発足の年から参加している。

全体的にはおおむね良好な数字を残しているが、紹介初診患者数や逆紹介患者数が平均以下、糖尿病外来患者の血糖コントロールが平均より若干低い、退院後 6 週間以内の救急医療入院率が平均値よりも高い等、課題もある。

紹介・逆紹介の関係は相関関係にあり、紹介患者が少ないことは、地区の医師会員への周知の仕方や、当院からの逆紹介が少ない点も課題である。

指標の中で課題とされる項目に対するアプローチは、院内全体で問題意識を共有し、引き続き改善していく。

③ 連携強化等に係るもの

○ 医師派遣等件数

	3 年度 (実績)	4 年度 (実績)	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
リバーサイドクリニック(回)	122	107	-	-	-	-	-
北山診療所(回)	46	-	-	-	-	-	-
依田窪病院(回)	48	47	52	53	52	52	52
原村(回)	25	36	52	52	52	52	52
上伊那生協病院(回)	18	-	-	-	-	-	-
聖路加国際病院(回)	28	26	36	36	36	36	36
松本協立病院(回)	65	45	52	52	52	52	52
富士見高原病院(回)	228	220	234	235	234	235	234

* 茅野市営の診療所「リバーサイドクリニック」「北山診療所」については令和 5 年度より事業を諏訪中央病院に移管し、直営となった。

* 北山診療所、上伊那生協病院は令和 3 年度で派遣終了。

○ 紹介率・逆紹介率

- ・紹介率については30%以上を維持する。
- ・逆紹介率については50%以上を維持する。

	3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
紹介率(%)	30.3	35.3	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
逆紹介率(%)	54.1	48.1	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0

5 一般会計負担の考え方

公営企業法に基づく自治体病院経営の場合、救急部門などの不採算部門に係る医療提供を継続していかなければならないことから、独立採算を原則としながらもその収益をもって支出を賄えない状況の中では、算定基準（繰出基準）に基づき組織市村の一般会計から一定額を繰り入れることが認められている。

当院への繰り入れは、近年では、平成29年に組織市村との間で繰入基準内における繰入額を再協議し、累積欠損金が増嵩し、キャッシュフローも危機的な状況となっていたことから、別添のとおり繰入項目を拡大したところである。

繰入項目についての基本的考え方としては、病院の経営努力によって収益の増減につながるものとは関係性が薄い項目に絞って繰り入れることとしている。

- ・病院の建設改良に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額（建設改良費及び企業債元利償還金の2分の1(ただし平成14年度までに着手した事業に係る企業債償還金にあつては3分の2)
- ・小児医療に要する経費のうちこれに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額。
- ・救急医療の確保に要する経費（地方公営企業繰出金基準：病院事業参照）
- ・病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費
- ・保健衛生行政に要する経費（人件費）
- ・基礎年金拠出金に要する経費
- ・医師確保対策に要する経費（令和4年度より）
- ・リハビリテーション医療に要する経費のうちこれに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額。（令和6年度より）
- ・児童手当に要する経費（令和6年度より）

以上であるが、この繰入により病院経営の経常収支比率が100%を超えることを目標としており、現状では目標を達成できるまでに経営改善がなされている。

今後とも当院の経営状況を見極めつつ、逐次組織市村との協議を行い、適正な繰入水準について検討していくこととしている。

(参考) 令和4年度繰入金の積算内訳調

事業名: 病院事業

団体名: 諏訪中央病院組合

(単位: 千円)

区分	項目名	繰入基準額		実繰入額		
		積算内訳	基準額	積算内訳	実繰入額	
収益的収入	繰出基準に基づく繰入	(ア) 救急病院	①人件費(宿日直・待機・夜勤手当): 88,118千円 ②人件費(日直受付事務委託): 3,623千円 ③空床補填: 50,828千円 ④病院群輪番制補助金: 7,521千円 ア: (①+②+③)-④=135,048千円 A備蓄に係る診療用具及び診療材料費: 6,743千円 B備蓄に係る薬品購入費1/2: 3,512千円 C備蓄に係る水及び食糧購入費: 494千円 イ: A+B+C=10,749千円 計: ア+イ=145,797千円	145,797		31,940
		(イ) 保健衛生行政	看護師4名・臨床検査技師1名・事務員1名 給料の1/3相当額8,315千円	8,315		8,315
		(ア) 研究研修費	研究研修費1/2: 11,855千円	11,855		0
		(イ) 医師確保対策経費	①医師事務作業補助者人件費: 93,172千円 ②医師事務作業補助加算: 48,000千円 ア: 医師の勤務環境の改善に要する経費: ①-②=45,172千円 イ: 医師等の派遣等に要する経費: 28,060千円 計: ア+イ=73,232千円	73,232		28,060
		(ウ) 共済追加費用	共済追加費用: 42,240千円	42,240		42,240
		(エ) 基礎年金拠出金公約負担経費	基礎年金拠出金公約負担経費 職員数586名×2448(繰入金調査時の国の指数): 143,453千円	143,453		143,453
		(カ) 児童手当	繰入基準算定: 23,133千円	23,133		0
		(キ) 院内保育所	①院内保育所経費: 4,339千円 ②保育料: 1,152千円 ①-②=3,187千円	3,187		0
		(ア) 建設改良(利息)	企業利子 23,134,893 × 2/3 = 15,423,262 17,198,487 × 1/2 = 8,599,244 計: 24,022,506	24,023		24,023
		(イ) リハビリテーション医療	①リハビリテーション費用: 466,232千円 ②リハビリテーション収益: 396,782千円 ①-②=69,450千円	69,450		0
		(シ) 小児医療	①小児医療に係る費用: 126,629千円 ②小児医療に係る収益: 39,937千円 ①-②=86,692千円	86,692		86,692
			計	631,377	A	364,723
繰出基準以外の	基準事 中基準 事由					
		計	0	B	0	
		計	0	C	0	
資本的収入	繰出基準に基づく繰入	ア建設改良(元金) 資本費繰入収益	企業償還金 171,581,185 × 2/3 = 114,387,457 403,805,817 × 1/2 = 201,902,909 計: 316,290,365	316,291		316,291
		イ建設改良(建設改良費)	①有形固定資産購入: 277,775,355 ②補助金: ③企業債: 277,400,000 ア: 有形固定資産購入: ①-②-③=375,355 イ: リース支払: 4,587,840 計: ア+イ=4,963,195	4,963		0
		計	321,254	D	316,291	
		計		E	0	
		計		F	0	

6 住民理解のための取組

病院の現状、今後の当院の目指すべき医療といった点について、組織市村の広報紙、病院ホームページ、医師会への通知、ほろ酔い勉強会（年6回の公開医療講座）での広報等を通じ情報提供を拡充していく。

また、各分野の6名の外部有識者からなる「病院経営検討委員会」を創設し、毎年決算後において各委員から様々な経営面での意見や提言をいただいている。

なお、今回の「病院経営強化プラン」の策定にあっても当該検討委員会からの意見を踏まえたところである。

【検討委員会構成員】

茅野地区医師会会長、茅野商工会議所代表、諏訪東京理科大学教授
地区税理士会推薦会員、茅野市社会福祉協議会代表、諏訪赤十字病院院長

○検討委員会からいただいた意見

- ・紹介率、逆紹介率の目標設定については、それぞれ病院の置かれている状況によって目指すべき方向性はちがってくる。難しいところはあると思うが目標と経営方針との整合をとり、職員に混乱がないような周知の検討をお願いしたい。
- ・人件費率が高いが、昨今の世間の賃上げという情勢、国の方針からすれば人件費が増加することは時代の流れだとは思う。職員一人当たりの診療収入が同等病院に比べ低いので、「賃金上がる＝それに見合った働き」を、職員各自へ教育という観点も含めてお願いしたい。
- ・新型コロナウイルス感染症に関する補助金もほぼなくなることが予想される中で、是非補助金に頼らない経営を目指していただきたい。
- ・人件費比率が高いことに起因して医業収支は厳しい数字となっているので、医業収益拡大及び人件費削減を検討し、収支バランスをとることをお願いしたい。そのための入院・外来・手術の各分野への適正なマンパワーの配置ができるような施策を検討して欲しい。

II 医師・看護師等の確保と働き方改革

1 医師・看護師等の確保

○ 医師の確保対策

当院は八ヶ岳西麓の救急医療の担い手であり、急性期機能を持った地域の基幹病院である。医師確保については、後述する臨床研修医の育成を以前から推進してきたことも起因して、現在（令和5年6月時点）常勤医63名、非常勤医37名、研修医10名、総数110名の体制となっており、診療科においては早急の確保が必要な科も存在するものの、総数の見地からは一定の確保を維持できている。

そうした中、連携強化に関しては、近隣医療機関の看護師が不足していた時

期においては看護師を派遣していた経緯もあり、現在は近隣医療機関・診療所への医師派遣を継続している。長野県では、地域医療人材拠点病院支援事業を展開しており、当院は平成30年8月より「地域医療人材拠点病院」として認定を受け、現在、富士見町、長和町、原村、松本市の4市町村5医療機関に医師派遣を行っている。

このように、県事業への参加はもとより、近隣医療機関・診療所との連携はさらに拡充されてきている。

また、新興感染症における当院及び近隣医療機関・診療所の役割など、新型コロナウイルス感染症を具体例に整理・検討し更なる連携強化を図っている。

地域の課題としては医師不足・看護師不足に悩まされている自治体診療所等をどうしていくのかということは長野県全体の課題であるが、当院としても地域全体の課題を自治体や連携病院等と引き続き協議・検討していきたい。

○ 看護師の確保対策

看護師の確保も非常に重要な課題であり、当院は「諏訪中央病院看護専門学校」を併設しており、そのことが病院に安定的に看護師を供給するという役割を担っている。

現在は卒業生の4割程度が当院に就職しており、当院以外にも地元の医療機関に就職する学生も多い。

平成22年度から令和4年度の13年間に513名が卒業し、うち231名が当院に就職、諏訪地域に47名、その他の県内に165名、県外41名、進学18名、その他11名という状況である。また、看護師確保のため他病院でも実施されている奨学金制度を設け、当院に就職する意思がある学生に奨学金を貸与する制度がある。なお、条例で定められた期間、病院で働けばその奨学金の返済は免除されるという、いわば給付型の奨学金で、これを利用して当院に就職している学生も多い。

【参考】諏訪中央病院看護専門学校 卒業生の就業先

区 分	7~14回生 H22~29年度卒		15回生 H30年度卒		16回生 R1年度卒		17回生 R2年度卒		18回生 R3年度卒		19回生 R4年度卒		小計	構成比
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比		
卒業生数	316	100	37	100	40	100	36	100	45	100	39	100	513	100.0
諏訪中央病院	160	50.7	12	32.5	15	37.5	11	30.5	18	40.1	15	38.3	231	45.0
茅野市											1	2.6	1	0.2
諏訪市			2	5.4	1	2.5			2	4.4			5	1.0
岡谷市	9	2.8	6	16.2	4	10.0	1	2.8	2	4.4	3	7.7	25	4.9
富士見町	2	0.6					1	2.8	2	4.4	1	2.6	6	1.2
下諏訪町	4	1.3	1	2.7					1	2.2	4	10.3	10	1.9
(諏訪郡内)	175	55.4	21	56.8	20	50.0	13	36.1	25	55.5	24	61.5	278	54.2
その他長野県内	95	30.1	14	37.8	15	37.5	19	52.8	16	35.6	6	15.4	165	32.2
長野県外	20	6.3	2	5.4	4	10.0	3	8.3	4	8.9	8	20.5	41	8.0
進学	15	4.7			1	2.5	1	2.8			1	2.6	18	3.5
未定(その他)	11	3.5											11	2.1
男	30	9.5	8	21.6	7	17.5	4	11.1	6	13.3	2	5.1	57	11.1
女	286	90.5	29	78.4	33	82.5	32	88.9	39	86.7	37	94.9	456	88.9

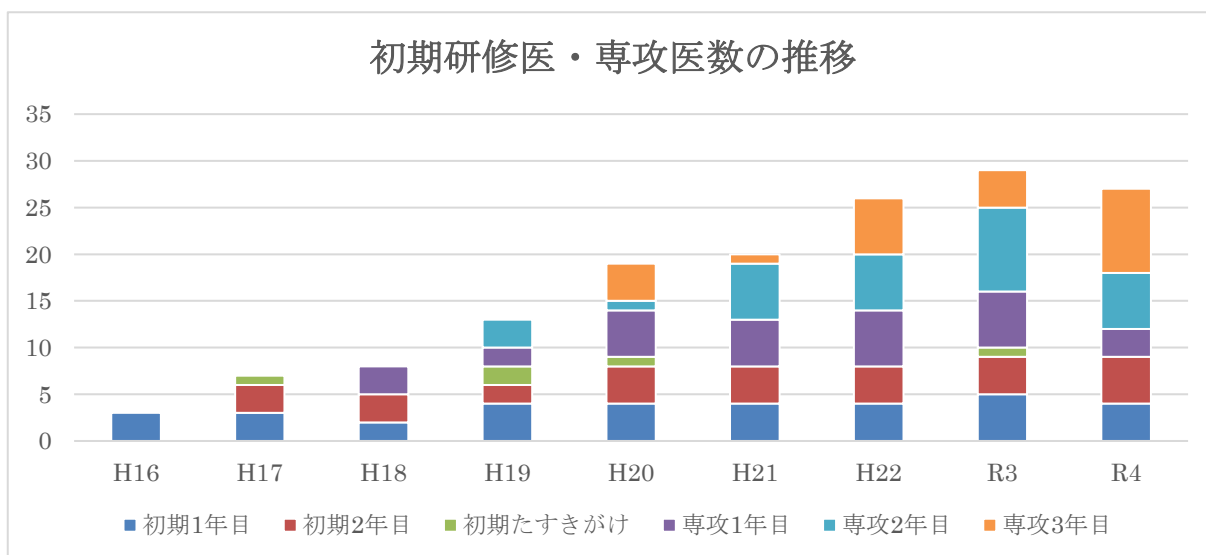
2 臨床研修医の受入れ等を通じた若手医師の確保

全国的な医師不足、研修医・専攻医の都市集中型などにより地方の医師不足は深刻なものとなっている。当院は平成 16 年度の医師臨床研修制度開始と同時に研修医の受入れを始め、平成 18 年から後期研修（現在の専攻医）を開始し、若手医師の受入れを行ってきた。平成 27 年 10 月には臨床研修・研究センターを設置し、今日に至るまで人材教育・人材育成に力を注いでいる。

「八ヶ岳の裾野のように幅広い臨床力をもつ医師を育てる」を諏訪中央病院の臨床研修理念に掲げ、研修プログラムの構築→運用→振り返り→再構築を繰り返し、現在に至っている。その結果、臨床研修病院としての知名度は上がり、全国から研修医が集まっている。

平成 30 年度から専門医取得に向けた「新専門医制度」が始まり、当院は内科と総合診療の専門研修プログラムの認定を受けた。毎年、3～6 名程度専攻医を採用し、現在 18 名が所属している。大学医局との繋がりが薄い当院では、研修医・専攻医がこの地域の医療を守る医師確保に繋がっている。

さらに、研修医→専攻医→スタッフと継続している医師、当院にて研修後、他で専門医を取得し、再度当院で活躍している医師も増えている。また、他の地域に活躍の場を移した医師の中には勉強会等の外部講師として、当院の若手医師への教育を担い、スキルアップの場となっている。当院で研修を終えた医師が当院の教育を語り、話を聞いた学生が希望する流れもあり、後進へ受け継がれている点も特徴と言える。研修医の獲得に苦勞している病院もある中で、一定数の応募と募集枠を割れたことがない成果へと繋がっている。指導医層の世代交代も行いながら、当院の研修医・専攻医教育は整ってきた。



研修医については、平成 16 年度より 3 名を受入れ、平成 19 年度より 4 名、平成 23 年度より 5 名として定員を増やしてきた。平成 24 年度以降 2 学年 10 名程度で研修を行っている。

専攻医については、平成 18 年度より 3 名を受け入れ、平成 20 年度からは 5 名程度受け入れ、平成 29 年度まで常に 3 学年 18 名前後が在籍していた。平成 30 年度からは新制度になったが、内科・総合診療の専門医を目指す若手医師を継続して獲得している。

□初期研修医・専攻医内訳

年度	H16～H29	H30	R1	R2	R3	R4
内科	147	19	17	21	19	18
外科	11	0	0	0	0	0
小児科	2	0	0	0	0	0
整形外科	2	0	0	0	0	0
産婦人科	4	0	0	0	0	0
麻酔科	2	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	1	0	0
たすきがけ	6	1	0	1	1	0
初期研修医	113	10	10	9	9	9
計	287	30	27	32	29	27

□当院初期研修医の専門研修への移行状況及び研修医の進路

年度	修了者	修了後の研修先		
		当院	大学病院	市中病院
H18～H29	49	25	13	11
H30	5	3	1	1
R1	5	2	2	1
R2	5	3	0	2
R3	5	0	3	2
R4	5	1	2	2
計	74	34	21	19

□専攻医からスタッフへの移行状況及び専攻医の進路

年度	専攻医 終了者	専攻医終了後の進路				
		当院スタッフ	当院フェロー	大学病院	市中病院	その他
H21～H29	38	18		8	12	0
H30	7	5		0	2	0
R1	6	3		0	2	1
R2	8	2	2	2	1	1
R3	4	1	1	0	1	1
R4	8	0	3	0	4	1
計	71	29	6	10	22	4

※令和4年度9人受け入れたが、1名自己都合により年度途中で退職したため未終了、専攻医修了者は8名。

初期研修を当院で修了した医師 74 名のうち 34 名が当院での専攻医研修を進路として選択している。専攻医から当院スタッフへは、71 名中 29 名が移行している。

このように、研修医を育成してきたことが、医師の人材確保という点においても一定の成果をあげてきている。

○ 医師、看護師確保に伴う財源確保

医療人材の確保がなされることにより実現できている医師・看護師の派遣については、以前より諏訪医療圏はもとより、圏域を越えた実績がある。こうした取組は、当院としての医業収益的にはプラスに働かず、その分の人件費を賄っている部分もあり、実情に併せ、県の支援、あるいは特別交付税措置について、市と情報を共有しながら公的支援を受けられるものについては働きかけていく必要があると考えている。

3 医師の働き方改革への対応

○ 当院の「医師労働時間短縮計画」の概要

医師の時間外・休日労働の上限については、36 協定上の上限及び 36 協定によっても超えられない上限を基に年 960 時間（A 水準）に収めるように目標を定めている。

令和 4 年度においては、基準を超える（月平均 80 時間以上の超過勤務）医師はいないが、該当する医師が発生した場合に備えた「医師労働時間短縮計画」を令和 5 年 4 月に策定した。

その計画では、令和 6 年 3 月を目標にすべての医師が A 水準の中に時間外労働時間が収まるよう各種対策を講ずることとしている。

○ 働き方改革に向けた具体的な取組

当院では、病院機能評価の対象項目の取り組みとして、医師及び医療従事者負担軽減、処遇改善に関する 58 項目からなるタクス・シフト／シェア、医師業務の見直し、勤務環境改善にむけた取組事項をすべての職種の代表者が参加して作成し、令和 3 年からその進捗管理を逐次行いながら全職員が共有しながら取り組んでいる。

100%達成できた項目については維持・継続を基本とし、毎年度取り組みを見直し更新していくと共に、令和 9 年度までにはほぼすべての項目において 100%達成となるよう取り組んでいく予定である。

○ ICT の活用について

従来から当院では医師の出退勤管理については、自己申告による紙媒体処理による管理であり、超過勤務を含め適正な労務管理に不十分な面があったこと

から、令和2年度よりカードキー端末を活用した出退勤管理システムを導入している。今後は、そういったツールの活用を広め、超過勤務や医師の院内勤務状況の管理を的確に把握していくための活用について検討を進めていく。

諏訪中央病院における医師及び医療従事者負担軽減、処遇改善達成への取組

[看護部]

	対応方針
看護業務	・事前の医師の指示の範囲内で看護師の観察に基づき投与できる薬剤の種類や指示の拡大
	・化学療法・がん性疼痛認定看護師を配置し、病棟における入院患者に対する相談業務、在宅との連携
	・入院検査支援準備室を設置し、患者さんに入院についての説明を行う ・退院調整業務の強化のため、退院調整部門専任看護師を配置
	・NST、褥瘡回診、嚥下回診、ICT等の専門・認定看護師を各委員会活動の中心に据えることで、データ分析や外部との情報交換等を行って医師の負担軽減に繋げる
	・多忙な診療科の病棟を中心に、病棟に十分な数の看護補助者を配置し、従前は看護師が実施していたベッドメイキングや物品の運搬・補充、患者の検査室への案内、搬送等の業務を看護補助者が実施するようにする
	・拡大する外来業務の中で、看護師が医師の代わりに初診時の予診を行うため、診療アシスタント業務を看護補助者で実施できるようにする
	・外来における採血を臨床検査技師、看護師が実施する
	・抗癌剤以外、CT・MRIの造影剤を含め看護師が実施する
	・地域連携部において退院調整を行い、病病連携・病診連携に努める
	・歯科口腔外科との連携強化
・助産師外来、院内助産の導入のための院外研修の実施 ・地域連携部を介しての、近隣産婦人科病院との連携	

[薬剤部]

	対応方針
薬剤業務	・薬物療法における医師の説明や副作用の確認等の補助を行う
	・適正な薬物療法における有効性と安全性の確認
	・外来化学療法における患者説明業務の実施
	・入院患者の持ち込み薬剤の整理は病棟薬剤師が行う
	・服薬指導等を通じて把握した患者の内服薬情報と、医薬品の副作用情報等を照らし合わせ、使用方法等の確認が必要な場合の医師への情報提供の実施
	・病棟患者について適切に医薬品情報管理室との情報共有
	・適正使用が特に重要となる医薬品に関して院内投与プロトコルを作成し、体内動態解析に基づき薬剤師が投与設計を行う

〔技術部〕

	対応方針
臨床検査科	・外来採血室での採血を検査科で行う
	・糖尿病関連患者の入院及び外来診療支援業務
	・感染症対策チーム(ICT)における診療支援業務を実施予定
	・医師の負担を減らせるよう、更に検査科で記載可能なものを増やす
	医師の指示に基づく検査説明の実施
	・栄養サポートチーム(NST)における診療支援業務を実施
	・検査の補助及び立会い
	・拡大された業務範囲で患者から検体を採取する
	・医師が行う経食道心エコー検査にあたり、準備から検査後の処理まで、補助を行う
	・午前中(ドック検診センターで腹部エコーを行っている時間帯)の生理検査室超音波検査装置を使って、医師に超音波検査を施行していただく。
臨床工学科	・点検の充実と適切な臨床現場への安全管理指導
	・医療機器の24時間貸出対応と定期的な機器管理の実施 ・中央管理機器の拡大
	・在宅での患者調整鎮痛法(PCA)支援
	・バスキュラアクセスカンファの開催、情報提供
リハビリテーション	・カンファレンス等による情報提供
管理栄養士	・特別治療食について、医師へ食事内容等を助言
	・糖尿、透析予防管理指導の管理栄養士による実施
	・カンファレンスにおける情報提供
放射線技師	・3次元画像作成
歯科衛生士	・歯科外来での検査及び処置の補助

[事務部]

対応方針	
医師事務作業補助者	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、耳鼻咽喉科、眼科、産婦人科、整形外科、脳神経外科、外科、泌尿器科、歯科口腔外科、透析、小児科、一部内科系、急患室、在宅、手術室及び非常勤医師に配置 ・多忙の診療科へ医師事務作業補助者を配置(オーダー補助、診療データの入力管理、カンファレンスの準備等) ・医局へ医師事務作業補助者を配置 ・総務課内に医療支援係を置き、専従の事務係長を配置して態勢を強化 ・必要に応じ医師事務作業補助者を新規採用 ・各診療科ごとの教育により、ニーズに合ったドクターズクラークの育成を行う ・計画を作成して標準業務化を目指す ・担当医師が実施していた準備を担う
医事課	<ul style="list-style-type: none"> ・外来診療が円滑に行えるようにする
分休育 休暇児 業と介 部護	<ul style="list-style-type: none"> ・現在当該女性医師に対しては、日当直免除を実施している。さらなる実施可能な取り組みについて検討・実施する
つ医 い師 ての 処 遇 に	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間を客観的に把握し、特に勤務状況が過酷な医師については医師事務作業補助者の配置を手厚くしたり、看護職員との役割分担の見直しを強化するなど、柔軟な対応により具体的な負担軽減策を実施する ・複数の医師でチーム医療体制を敷いて患者を診る
夜間 当救 直急 で外 来と 配 慮 医 師 の	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間救急外来における看護職員の配置を手厚くした上で、研修を修了した看護師が救急外来においてトリアージを行う ・院長の責任の下、当直翌日の休暇取得を徹底する。また、その徹底が困難な科に内在している問題について院内で検討し、具体的な改善策を講じる ・日当直業務について、日当直表を作成し、医師一人当たりの日当直回数を減らすとともに連続当直にならないようチェックする ・医師の夜勤当直日の把握
そ 他 の	<ul style="list-style-type: none"> ・院長等幹部職員が職員との意見交換の場を設ける

III 経営形態の見直し等

1 経営形態の見直し

当院は一部事務組合として運営しており、職員が事務職員まで含めて全員がプロパー職員である。メリットとしては、継続的な事務処理ができる体制であるため、個々の職員における病院運営意識が高いことが挙げられる。平成28年度～令和2年度の「新改革プラン」策定時においても特段の弊害はないとの認識であり、現在に至るまで経営形態を見直し改善する状況にないものと判断している。

なお、経営形態の選択肢として、地方公営企業法の全部適用への移行があるが、当院は現在でも病院運営に関しては自立的な経営を行っており、実態は全部適用と同様な運営がなされていることから、特段全部適用移行による新たなメリットは見出せないのではないかと。

また、権限と責任の明確化が期待される地方独立行政法人化（非公務員型）についても、一部事務組合として経営上の意思決定面での現状を鑑み、迅速性や的確性に課題があるとはいえず、早急な検討課題としての認識はない。

指定管理者制度と民間譲渡については、経営状況の急激な悪化もなく、地域医療構想の検討過程の中でそうした課題は現在出てきていないことや、母体である組織市村の意向や地域住民の意見（当院は年に1回病院経営について有識者会議を開催している）として検討の俎上に上がっていない。

組織市村の一般会計からの繰入金規模も不採算部門を担って経営している自治体病院としては全国的にも低く抑えられていることから、当面はこうした選択肢は考えていない。

IV 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

1 新型コロナウイルス感染症に対する当院の体制

当院では、今回の新型コロナウイルス感染症の日本国内における爆発的な流行を受け、院内に COCC (Conference On Covid Control) と命名し、副院長を統括責任者とするコロナ対策チームを立ち上げた。

別添組織イメージにあるように、①コアチーム、②横断的課題の検討を行い対応する8つのサポート班、③それぞれの現場での対策を検討するチームからなる組織で運営している。

扱う内容についても、救急外来や病棟でのコロナ診療体制、一般の外来やその他さまざまな分野での対策、職員への教育指導、広報、地域連携、メンタルサポート、感染防御具の調達・管理・調整、ITの活用といったあらゆる分野にわたっている。

構成メンバーは、病院現場スタッフに加え、嘱託職員・業者、学生、介護施設、看護学校、託児所すべての関係者がメンバーとなっている。

また、令和2年4月より「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）マニュアル」を作成し、「COVID19の臨床と対応」「外来での対応」「入院の感染対策」「透析の感染対策」「高齢者施設の感染対策」「訪問の感染対策」の6項目からなる病院としてのマニュアルを全職員が共有することで、適宜的確に対応できる体制をとっており、その内容についても流行状況に応じ、数次にわたり適宜改訂している。

2 感染症拡大に際しての当院としての取組実績と今後の取組

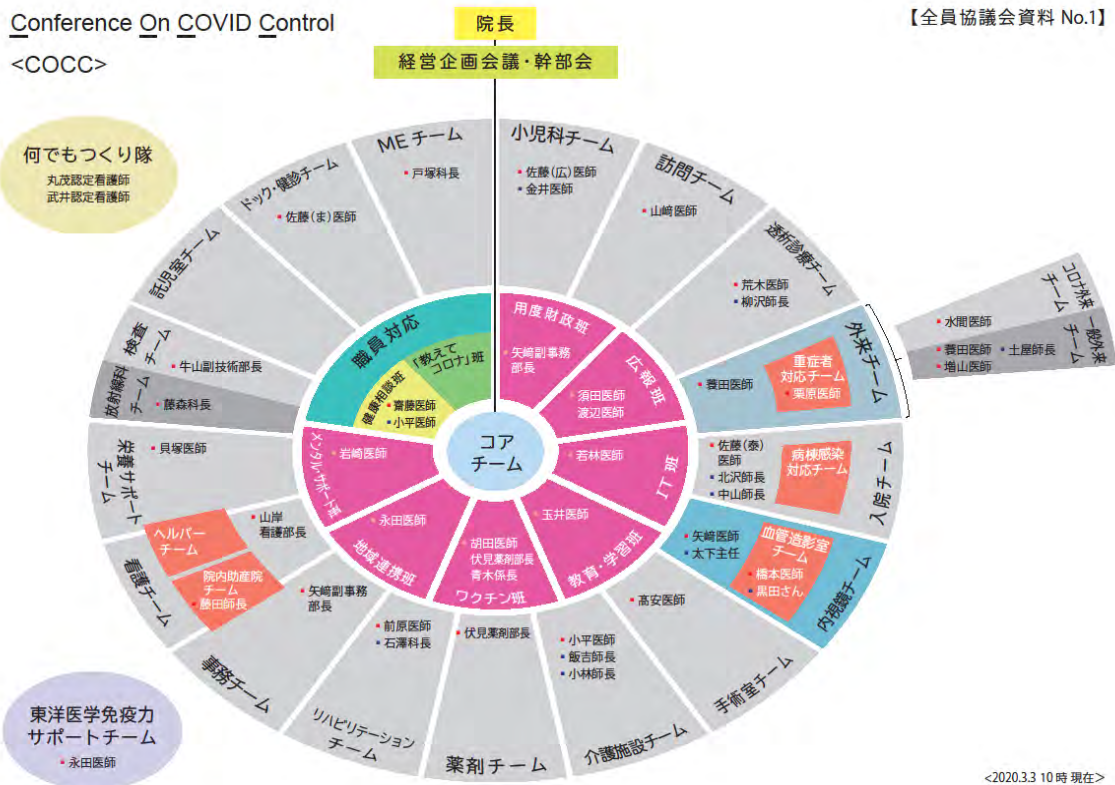
新型コロナウイルス感染症については、諏訪圏域内において行政(諏訪保健所)がそれぞれの医療機関の役割について調整役となり、感染症対策を実施してきている。

新興感染症の拡大等に備えた取組については、基本的に今回の新型コロナウイルス感染症対策における前述の「COCC 対策チーム」と同様な院内組織を機能させながら的確な対応と医療機関、行政等との連携に心がける。

なお、こうした取り組みについては、通常の病院事業(病院経営)に少なからず影響を及ぼすこととなり、今般の新型コロナウイルス感染症対策にあっても、行政からの必要な財政的支援を受けながら対応してきたところである。

別添のように令和元年度から4年度における病院事業の収支とコロナ感染症関連の国・県からの各種補助の支援状況を見ると、医業収支は赤字であり、当該補助がなかった場合にあっては経常収支の黒字化が厳しい状況であったことが伺える。

病院経営上(とりわけ通常の医業収益面)、大きな影響を及ぼすこうした感染症への対応を公立病院として余儀なくされる場合にあっては、今後とも関係機関との連携や、必要な財政的支援を適宜要請できるよう、経営上の影響把握を常に説明できるよう心がけていきたい。



当院におけるコロナ関連対応状況

区 分	期 間	
ワクチン接種対応件数	2021.3 ~ 2023.3	38,128 件
保健所からのコロナ検査委託・受託	2020.12 ~ 2023.3	2,980 件
陽性入院患者延件数	2020.3 ~ 2023.3	10,103 人
入院・外来対応延件数	2020.4 ~ 2023.3	14,592 件

令和元年～4年度 病院事業収支と新型コロナウイルス感染症関連補助

(単位：千円)

	元年度	2年度	3年度	4年度	コロナ関連計	摘 要	
医業収益 a	9,070,000	8,737,000	9,450,000	9,304,000			
経常収益 A	9,948,000	10,350,000	11,084,000	11,197,000			
国・県補助等内 コロナ関連 補助金	公衆衛生活動収益		58,844	29,686	88,530	ワクチン接種・接種体制整備・検査など	
	その他医業収益		75	59,289	22,407	81,771	コロナワクチン個別接種協力交付金・接種 医師派遣報酬など
	国庫補助金(3条)		175,319	160		175,479	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継 続支援補助金など
	国庫補助金(3条)	1,432	501,479	708,997	823,519	2,035,427	新型コロナウイルス感染症専用病床受入体 制整備補助金(病床確保)など
	国・県費補助金(4条)	2,221	116,988	489,499		608,708	コロナウイルス診療のための医療機器整備 補助金
	寄付金(コロナ)			2,052		2,052	コロナ専用寄付金
	合計	3,653	793,861	1,318,841	875,612	2,991,967	
医業費用 b	9,292,000	9,401,000	9,762,000	10,021,000			
経常費用 B	9,846,000	9,949,000	10,350,000	10,595,000			
医業収支 (a - b) c	-222,000	-664,000	-312,000	-717,000			
経常損益 (A - B) C	102,000	401,000	734,000	602,000			

V 施設・設備の最適化

1 施設・設備の適正管理と整備費の抑制

第3期増改築事業が終了し、その後透析機能の統合等に伴い院内の改修工事も完了したことにより、今後令和9年度までに特段、地域医療構想等との整合性を図る必要のある改修といった予定はない。

一方、設備投資や必要に応じた修繕等への対応は、下記のとおり組織内での協議を経て計画的に順序立て、必要最小限に収める方向で整備している。

なお、当院の場合、内部留保等経営面での体力が十分回復できていないため、決定した整備については、当分の間すべて企業債で賄うこととしている。

<協議上のルール>

- ・ 病院医療の診療枠の拡大及び先端技術の導入と充実に関する機器（高額医療機器）の取得については、院長方針を機械材料委員会（以下「委員会」という。）で検討したうえ幹部会に諮り決定する。
- ・ 1千万円以上の機器については、その年度時点における必要とされる機器取得の「整備5カ年計画」を委員会において策定し、優先順位を定め当該年度の機器を決定する。
- ・ 財源が起債対応であるため、不用額については原則不執行とするが当該年度中に整備が望ましいと委員会で認める機器については、起債対応が可能か判断し、幹部会の了解のもと取得する。

「機械材料委員会」において決定された導入機器等（～令和5年度）

取得年度（計画）	名称	取得価格 （千円）
平成30年度購入機器	自動受付・精算システム	34,992
	多目的デジタルX線TVシステム	36,245
	取得価格3,000万円以上の高額機器 2件	71,237
	その他	168,043
	合計	239,280
令和元年度購入機器	乳房用X線診断装置	33,990
	取得価格3,000万円以上の高額機器 1件	33,990
	その他	167,910
	合計	201,900
令和2年度購入機器	内視鏡システム	37,000
	耳鼻咽喉科・眼科システム	32,560
	取得価格3,000万円以上の高額機器 3件	69,560
	その他	257,599
	合計	327,159
令和3年度購入機器	X線CT装置	66,000
	内視鏡システム	42,508
	一般X線撮影システム	55,000
	回診用X線撮影装置	44,000
	簡易陰圧装置	84,546
	ナビゲーションシステム	31,226
	取得価格3,000万円以上の高額機器 5件	323,280
	その他	388,363
	合計	711,643
令和4年度購入機器	自動分析装置・検体前処理分注装置	64,020
	超音波システム	53,130
	取得価格3,000万円以上の高額機器 2件	117,150
	その他	160,625
	合計	277,775
令和5年度 予算	透析監視装置	30,360
	電子カルテサーバー	86,546
	ネットワークスイッチ	54,175
	電子カルテシステム	50,874
	取得価格3,000万円以上の高額機器 4件	221,955
	その他	175,305
	合計	397,260

「機械材料委員会、整備5カ年計画」検討対象機器（令和6～9年度）

取得年度（計画）	名称	取得価格 （千円）
令和6年度 導入検討対象機器	血管撮影システム	165,000
	CARTO3システム	36,575
	感染症対応解剖室関連機器	42,900
	ロボット手術システム	261,078
	注射薬払出システム	162,800
	MRI装置	275,000
	医用画像診断支援システム	44,330
	ICUベッドサイドモニタ	43,615
	心臓運動負荷モニタリングシステム	36,300
	ICUモニタリングシステム	50,600
	透析監視装置	31,460
	取得価格3,000万円以上の高額機器 8件	1,149,658
	その他	527,418
合計	1,677,076	
令和7年度 導入検討対象機器	X線アンギオグラフィー装置他	187,000
	救急外来モニタリングシステム	36,300
	自動受付・精算システム	40,348
	取得価格3,000万円以上の高額機器 3件	263,648
	その他	86,669
	合計	350,317
令和8年度 導入検討対象機器	MRI装置	198,000
	手術室ベッドサイドモニタ	47,300
	透析機械室	42,900
	総合健診システム	55,102
	取得価格3,000万円以上の高額機器 4件	343,302
	その他	31,834
合計	375,136	
令和9年度 導入検討対象機器	X線CT装置	209,000
	検査診断情報システム	44,000
	透析監視装置	51,700
	取得価格3,000万円以上の高額機器 4件	304,700
	その他	28,402
	合計	333,102

2 デジタル化への対応

○マイナンバーカード使用によるオンライン資格確認システムの導入

当院では、国からの働きかけもあり、令和3年10月よりシステムを導入している。(導入経費約500万円のうち国からの補助約230万円)

令和4年6月時点での実績を見ると、マイナンバーカードによる確認数は13.6人/月、限度額適用認定確認数は75.7人/月といった状況である。

今後より一層利用率を伸ばしていくためには、端末機器の増設が不可欠であり経費等の課題や、電子処方箋の実施の動き等不透明な部分が多々あるが、病院経営の視点からは、利用者の利便性の向上を見据えながら、費用対効果を見きわめつつ対応していきたい。

○茅野市DX構想との連携によるデジタル化の推進

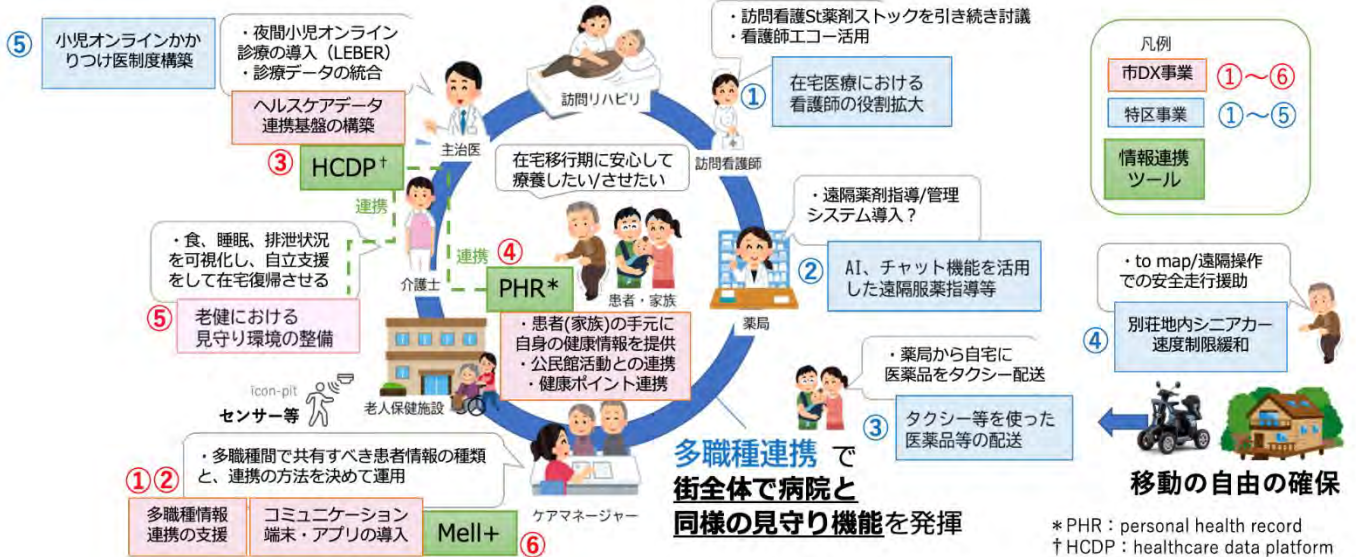
茅野市は令和4年度にデジタル田園健康特区に認定され、国からの交付金も活用しながら、ヘルスケアデータを一元化して使うプラットフォームの構築に取り組んでいる。当院では令和4年度に、まず介護老人保健施設「やすらぎの丘」の介護データをPHR(パーソナルヘルスレコード)に接続した。将来的に当院の電子カルテも含めた各施設のデータを繋いでいくにあたり、費用面などの課題が残されているが、今後積極的に取り組んでいきたい。

DX構想で当院が関わっているのは、現在以下の3つである。

- 1 **メルタスの導入**：在宅ケアのための多職種連携のツールで、患者情報や文書の共有とチャットやZOOMによるやり取りを行うことができる。まずは訪問看護ステーション「いろは」と前述の「やすらぎの丘」に導入をした。今後セキュリティーを維持しながら、当院を含めた在宅診療を担う医師にも幅広く活用されるようにしていく
- 2 **「やすらぎの丘」のベッド下センサーの導入**：これにより夜間の見回りの負荷を軽減できるようになり、夜勤の人数削減にも貢献した。またセンサー情報から睡眠の質改善の提案が行われ、入所中に利用者の眠りを調える成功事例が生まれている。
- 3 **小児の夜間オンライン診療**：諏訪医療圏での小児救急診療体制が手薄になってきていることから、スマートフォンアプリでチャットによる医療相談ができるシステムを活用し、夜間や休日の対応ができるように実証事業を開始した。医療相談はOCT薬への誘導、チャットでの対応が難しい場合には地域外の小児科医師によるビデオツールを用いたオンライン診療を活用し、緊急度が高い症例のみ当院のERには案内することで、業務の軽減を図る。今後地域で、日中に小児のかかりつけ機能をもつクリニックを巻き込み、情報連携をすることで、日中＝リアル、休日夜間＝オンラインのハイブリッド型のかかりつけ医を目指す。

■令和5年度 茅野市デジタル田園健康特区事業概要

病院や施設から在宅生活に移行する時期（＝在宅移行期）の患者の病状悪化を防ぎ/ADLを向上させるため、**規制緩和を活用した、医療関係者の職種の壁を越えた連携を促すアナログ・トランスフォーメーションとデジタル技術を活用した、医療情報の整理統合・遠隔共有を促すデジタル・トランスフォーメーションを併用して、在宅医療の現場リソースの最適化を図る。**



VI 経営の効率化等

1 旧「新改革プラン」における数値目標の達成状況（総括）

平成28年度から令和2年度までの「新改革プラン」で目標値を定めた経営健全化の指標としての達成状況は別紙のとおりである。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により入院・外来患者数、手術件数等が大幅に落ち込み、その結果として医業収益も計画と大幅な乖離を示している

実績を総括し、概要をまとめると、

- ・ 医業収益については堅調に伸ばしてきたものの、黒字化に見合う水準目での増額には達成していない。(特に新型コロナの影響で令和2年度は大幅に落ち込んでいる)
- ・ 経常収益については、プラン策定後繰入金の見直しを組織市村に受け入れて貰ったため、大幅に目標を上回る結果となった。
- ・ 費用面については、医業、経常ともにほぼ目標通りの推移となった。
- ・ その結果、経常収支は改善傾向が続き、令和元年度から黒字に転じ、当初目標である収支均衡水準まで改善してきている。
- ・ 一方で、医師確保等総マンパワー規模は伸びてきていることから、最大の費用である人件費については依然として高水準となっている。
- ・ 病床利用率や入院・外来患者数は令和2年度を除き、ほぼ目標通り高水準を維持できている。
- ・ 総括としては、収益の確保については目標どおり高水準を維持し今後はこれ以上の病床利用率の大幅な伸びは期待できないため、診療報酬等の単価アップが検討課題となるが、当院の特徴として医師をはじめとした医療スタッフが他の同規模自治体病院と比べ比較的充実していることから、経費面での人件費率をどのように抑えていくのかは、今後の大きな課題である。

「旧 新改革プラン(平成28～令和2年度)」における主要指標の目標値の実績

【主要指標】

(百万円、%)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
医業収益	新改革プラン目標値	8,474	9,229	9,228	9,288	9,293
	実績	8,457	8,685	8,774	9,112	8,838
経常収益	新改革プラン目標値	8,896	9,708	9,744	9,835	9,885
	実績	8,895	9,161	9,390	9,948	10,350
医業費用	新改革プラン目標値	8,815	9,226	9,292	9,395	9,505
	実績	8,778	9,072	9,179	9,334	9,439
経常費用	新改革プラン目標値	9,550	9,708	9,760	9,858	9,963
	実績	9,529	9,523	9,625	9,810	9,927
経常損益	新改革プラン目標値	▲ 654	0	▲ 16	▲ 23	▲ 78
	実績	▲ 635	▲ 363	▲ 235	138	423
経常収支比率	新改革プラン目標値	93.2	100.0	99.8	99.8	99.2
	実績	93.3	96.2	97.6	101.4	104.3
医業収支比率	新改革プラン目標値	96.1	100.0	99.3	98.9	97.8
	実績	96.3	95.7	95.6	97.6	93.6
職員給与費対医業収益比率	新改革プラン目標値	59.6	54.8	55.3	55.4	56.0
	実績	60.1	58.7	58.5	61.0	63.7
病床利用率	新改革プラン目標値	88.0	91.7	91.7	91.7	91.7
	実績	87.9	90.3	89.6	90.3	84.2

【付随する指標(抜粋)】

(人、円、件)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1日当たり入院患者数	新改革プラン目標値	316.6	330.0	330.0	330.0	330.0
	実績	316.0	325.0	323.0	325.0	303.0
1日当たり入院診療収入	新改革プラン目標値	45,935	48,618	48,500	49,000	49,000
	実績	45,975	46,260	46,617	47,515	49,145
1日当たり外来患者数	新改革プラン目標値	891.7	918.9	920.0	920.0	920.0
	実績	888.0	905.0	900.0	913.0	830.0
1日当たり外来診療収入	新改革プラン目標値	12,633	12,925	13,000	13,000	13,000
	実績	12,565	12,411	12,889	13,643	14,310
医師数	新改革プラン目標値	95	97	97	97	97
	実績	95	95	96	96	104
手術件数	新改革プラン目標値	1,900	2,150	2,150	2,200	2,200
	実績	1,983	2,134	2,011	2,070	1,925

2 経営指標に係る数値目標

旧「新改革プラン」の達成状況を踏まえ、新たに令和9年度までの数値目標を
・収支改善・経費削減・収入確保・経営の安定性の項目ごとに定めた。

① 収支改善に係るもの

	3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
経常収支比率(%)	107.2	106.0	101.7	100.2	100.2	100.2	100.2
	【数値目標】 100%以上を維持する						
医業収支比率(%)	96.9	92.9	93.0	94.4	94.7	94.9	95.0
	【数値目標】 95.0%以上を目指す						
修正医業収支比率 (%)	102.9	99.4	98.9	99.7	99.6	99.8	99.9
	【数値目標】収入は繰入金を除き、費用は減価償却費、資産減耗費を除いたもの。100%以上を目指す						

② 経費削減に係るもの

	3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
材料費率(%)	22.2	21.5	21.5	21.2	20.8	20.6	20.4
	【数値目標】 今後の診療報酬改定による変動もあり、不透明であるが21%以内を目指す。						
薬品費率(%)	8.9	9.4	9.1	9.3	9.1	8.9	8.7
	【数値目標】 高額医薬品の動向によっては、大きく伸びる可能性もあるが、10%以内を維持する。						
委託費率(%)	6.8	6.8	7.8	8.0	7.5	7.5	7.5
	【数値目標】8%以内を維持する。						
職員給与比率(%)	58.1	57.6	56.7	57.2	58.1	58.8	59.5
	【数値目標】 非正規職員とのバランスを取りながら60%以内を維持する。						
減価償却費率(%)	6.5	6.9	6.3	5.6	5.3	5.3	5.3
	【数値目標】 7%以内を維持する。						
100床当たり職員数 (人)	216.8	219.2	218.3	215.8	213.3	211.8	210.0
	【数値目標】 医師や看護師、その他の医療技術員については、その時点での必要数を充足しなければならないが、経常収支比率の健全化のためには210人程度を目指す。						
後発薬品使用割合 (%)	84.1	81.8	83.3	83.8	84.1	84.4	85.0
	【数値目標】 85%以上を目指す						

③ 収入確保に係るもの

	3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
1日当たり 入院患者数(人)	312.7	289.9	322.5	332.0	332.0	332.0	332.0
	【数値目標】 332人以上を目指す。						
1日当たり 外来患者数(人)	857.9	857.3	868.0	870.0	875.0	880.0	890.0
	【数値目標】 890人以上(3診療所含む)を目指す。						
入院1人1日当たり 診療収入(円)	47,515	52,867	48,959	54,500	54,500	54,500	54,500
	【数値目標】 一般床は 69,900 円、地域包括ケア病床は 40,900 円、回復期リハ 病床は 42,000 円、療養病床は 24,100 円、緩和ケア病床は 49,200 円で、全体では 54,500 円程度を目指す。						
外来1人1日当たり 診療収入(円)	14,343	14,921	14,950	15,800	15,800	15,800	15,800
	【数値目標】 入院前の検査等を外来で済ませるような運用及び紹介・逆紹介の 推進により単価の高い患者を集患することで、病院 15,800 円を目指す。						
病床利用率(%)	84.2	80.5	89.5	92.2	92.2	92.2	92.2
	【数値目標】 一日当たり 332 人、92.2%以上を目指す。						

④ 経営の安定性に係るもの

	3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
医師数(人)	104.8	104.3	104.0	110.4	110.0	110.0	110.0
	【数値目標】 現行水準を維持していくことを原則としつつ人件費比率を考慮すれば 病院規模的に最大 110 人程度。						
純資産の額(千円)	3,005,538	3,619,590	3,640,590	3,658,590	3,745,590	3,928,590	4,201,590
	【数値目標】 25 億円を下らないようにする。						
現金預金残高 (千円)	1,433,679	1,618,817	1,628,209	1,636,259	1,675,169	1,757,013	1,879,109
	【数値目標】 16 億円以上を維持する。						
流動比率(%)	219.3	284.4	284.4	284.4	284.4	284.4	284.4
	【数値目標】 200%以上を維持する。						
企業債残高(千円)	7,640,777	7,325,443	7,193,522	6,910,493	6,626,312	6,341,174	5,778,284
	【数値目標】 当面大きな企業債を起すことはないが、医療機器購入や必要な建 設改良工事等は企業債で対応していく方針であり定期的な高額機器 買い替え等の影響を考慮しつつ、事業規模から 70 億円以内とした い。						

3 目標達成に向けた具体的な取組

(1) 同規模の公益病院との比較

決算統計調査からの病院比較参考資料

規 模 項 目	R3年度 公益企業黒字病院 (300～400床)	令和4年度 諏訪中央病院 (360床)	R3年度 公益企業赤字病院 (300～400床)
病床利用率(%) 一般	67.9	80.5	65.6
平均在院日数(日) (一般病床のみ)	12.9	10.3	14.1
1日平均入院患者数(人)	221	290	217
1日平均外来患者数(人)	585	885	545
患者1人1日当たり入院診療収入(円)	55,793	52,867	41,738
患者1人1日当たり外来診療収入(円)	15,734	14,921	11,142
職員1人1日当たり診療収入(円)	281,638	236,582	310,133
職員給与費(%)	60.6	62.0	60.8
100床当たり医師数(人)	24.0	27.8	16.0
同 看護部職員数	85.4	108.6	61.0
同 事務部職員数	19.7	30.3	14.3
同 放射線部門職員数	4.7	4.7	3.8
同 臨床検査部門職員数	6.3	10.0	4.6
全職員数	173.6	219.2	123.9

※比較数値については、令和5年6月現在で知り得る最新の総務省地方公営企業年鑑より抜粋

全国公営企業決算統計調査（令和3年決算）に基づく全国の同規模公益病院と当院との比較を見ると、別添資料のとおりであるが、その概要として

- ・ 病床利用率や外来患者数は非常に高い
- ・ 入院・外来の1人1日当たりの診療収入は黒字病院の平均値に比べ低くなっている。

- ・ 医師をはじめ事務職員も含めたスタッフ数が比較的豊富であるため、職員1人当たりの収入も低く、その分人件費比率は高くなっている。

このことは、旧「新改革プラン」の総括でも述べているが、効率的経営の視点から見れば、今後大幅な患者の増加は見込めない状況の中で、地域の中核病院としての役割を踏まえ、当院としての役割分担を明確しながら、より診療単価の高い診療へシフトし収益アップを図るとともに、診療にかける相対的なマンパワーについても、一層の効率的な対応ができないか組織内で検討していくことが求められている。

(2) 「5つの経営視点に立った行動計画」の推進

5つの経営視点に立った行動計画

経営的視点	成果尺度・目標値	経営的視点	成果尺度・目標値	
①財務の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・予定手術件数 ・手術室手術件数 ・外科手術件数 ・下肢静脈瘤件数 鼠経ヘルニア件数 ・腹腔鏡手術 乳腺手術 ・PCI患者数 心不全入院患者数 心不全外来新規患者数 ・がん手術件数 	②顧客の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・がん患者数 ・化学療法患者数 ・化学療法新規患者数 ・新入院患者数(DPC対象) ・逆紹介率 ・紹介率 ・救急車受入台数 ・ドック健診件数 ・患者満足度 入院・外来 ・分娩件数 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・一般急性期病床稼働率 ・薬剤管理指導料算定率 薬剤管理指導料1算定率 ・特別食加算算定症例割合 入院栄養指導初回算定率 ・入院栄養指導件数 外来栄養指導件数 MRI、CT ・骨塩量定量検査 リハビリ実施単位数 ・UCG、US、CPX 摂食機能療法(誤嚥性肺炎)算定率 ・内視鏡検査件数 		③質の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ほろよい勉強会、ほろよい座談会 ・広報ちの、たんぼぼ、おらほの病院 ・院外講演会 ・診療科部長による地域連携医への訪問活動 ・インシデント・アクシデントレポート提出数 ・入退院支援加算算定率
		④内部プロセスの視点		<ul style="list-style-type: none"> ・職員満足度 ・有休取得率 ・離職率
				⑤学習と成長の視点

当院では、令和元年度から毎年病院の年度目標を達成するための行動計画として、下記の5つの視点でアクションプランを定め、その目標値を設定し職員に周知を図っている。その目指すところは、「住民・地域の医師から信頼される病院」

であることを前提としながら、経営的にこうした取組によって収支均衡へ誘導していくことを目的としている。

- ・ 財務の視点・・・・・・・・・・ 予定手術件数等 15 の目標値を設定し地域カバー率の増加等を目指す。
- ・ 顧客の視点・・・・・・・・・・ がん患者数等 10 の目標値を設定し、新たなブランディングや収支均衡体制への醸成への取組を推進する。
- ・ 質の視点・・・・・・・・・・ ほろ酔い勉強会の開催等 6 の目標値を設定し、入院支援、がんに着目した広報活動の強化を図る。
- ・ 内部プロセスの視点・・職員満足度などの 3 つの目標値を設定し、業務改善への取組を推進する。
- ・ 学習と成長の視点・・学会発表件数等 3 つの取組を通じ、目指す方向性の理解と共有を図る。

収益的収支

(単位: 百万円、%)

区分		年度						
		令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算見込)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)
収 入	1. 医 業 収 益 a	9,491	9,345	10,028	10,691	10,696	10,701	10,706
	(1) 料 金 収 入	8,848	8,803	9,456	10,106	10,106	10,106	10,106
	院 収 益	5,824	5,594	6,308	6,594	6,594	6,594	6,594
	外 来 収 益	3,024	3,209	3,148	3,512	3,512	3,512	3,512
	(2) そ の 他	643	542	572	585	590	595	600
	うち 他 会 計 負 担 金	68	40	40	38	38	38	38
	うち 基 準 内 繰 入 金	68	40	40	38	38	38	38
	うち 基 準 外 繰 入 金	0	0	0	0	0	0	0
	2. 医 業 外 収 益	1,593	1,852	1,326	1,030	1,021	1,004	993
	(1) 他 会 計 負 担 金	65	111	81	58	65	68	69
	うち 基 準 内 繰 入 金	65	111	81	58	65	68	69
	うち 基 準 外 繰 入 金							
	(2) 他 会 計 補 助 金	189	214	219	235	238	238	238
	一 時 借 入 金 利 息 分							
	そ の 他	189	214	219	235	238	238	238
(3) 国 (県) 補 助 金	733	848	300	23	23	23	23	
(4) 長 期 前 受 金 戻 入	108	171	152	131	111	90	77	
(5) そ の 他	498	508	574	583	584	585	586	
経 常 収 益 (A)	11,084	11,197	11,354	11,721	11,717	11,705	11,699	
支 出	1. 医 業 費 用 b	9,792	10,058	10,778	11,322	11,300	11,280	11,275
	(1) 職 員 給 与 費	5,686	5,789	6,110	6,475	6,565	6,635	6,705
	基 本 給	2,148	2,180	2,194	2,336	2,386	2,416	2,446
	退 職 給 付 費	254	251	272	299	319	339	359
	そ の 他	3,284	3,358	3,644	3,840	3,860	3,880	3,900
	(2) 材 料 費	2,176	2,161	2,317	2,401	2,350	2,325	2,300
	うち 薬 品 費	875	946	979	1,050	1,025	1,000	980
	(3) 経 費	1,274	1,382	1,626	1,749	1,750	1,685	1,635
	うち 委 託 料	664	685	840	906	850	850	850
	(4) 減 価 償 却 費	632	693	675	639	600	600	600
	(5) そ の 他	24	33	50	58	35	35	35
	2. 医 業 外 費 用	546	507	381	380	396	404	401
	(1) 支 払 利 息	44	40	36	37	52	59	63
	うち 一 時 借 入 金 利 息	1	0	0	0	0	0	0
	(2) そ の 他	502	467	345	343	344	345	338
経 常 費 用 (B)	10,338	10,565	11,159	11,702	11,696	11,684	11,676	
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	746	632	195	19	21	21	23	
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	0	0	0	0	0	0	0
	うち 他 会 計 繰 入 金							
	2. 特 別 損 失 (E)	12	30	9	19	17	16	20
特 別 損 益 (D)-(E) (F)	-12	-30	-9	-19	-17	-16	-20	
純 損 益 (C)+(F)	734	602	186	0	4	5	3	
未 処 分 利 益 剰 余 金 (G)	▲ 350	252	438	438	442	446	449	
流 動 資 産 (ア)	3,226	3,586	3,636	3,754	3,753	3,749	3,747	
うち 未 収 金	1,743	1,919	1,946	2,009	2,008	2,006	2,005	
流 動 負 債 (イ)	1,471	1,261	1,332	1,397	1,396	1,395	1,394	
うち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	
うち 未 払 金	555	357	377	395	395	395	395	
翌 年 度 繰 越 財 源 (ウ)								
当 年 度 許 可 債 で 未 借 入 又 は 未 発 行 の 額 (エ)								
単 年 度 資 金 収 支 額	803	570	-21	53	-1	-2	-1	
累 積 欠 損 金 比 率 $\frac{(G)}{a} \times 100$	-3.7	2.7	4.4	4.1	4.1	4.2	4.2	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	96.9	92.9	93.0	94.4	94.7	94.9	95.0	
修 正 医 業 収 支 比 率 $\times 100$	102.9	99.4	98.9	99.7	99.6	99.8	99.9	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (H)								
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (I)								
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (J)								
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (K)	9,491	9,345	10,028	10,691	10,696	10,701	10,706	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 $\frac{(I)}{(K)} \times 100$	0	0	0	0	0	0	0	

資本的収支

(単位:百万円、%)

区分	年度	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	1. 企業債	214	277	400	380	450	500	260
2. 他会計出資金								
3. 他会計負担金	303	316	323	346	376	407	415	
うち基準内繰入金	303	316	323	346	376	407	415	
うち基準外繰入金								
4. 他会計借入金								
5. 他会計補助金								
6. 国(県)補助金	492							
7. 工事負担金								
8. 固定資産売却代金								
9. その他	12	14	16	16	15	14	13	
収入計 (a)	1021	607	739	742	841	921	688	
うち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (b)								
前年度同意等債で当年度借入分 (c)								
純計(a)-{(b)+(c)} (A)	1021	607	739	742	841	921	688	
1. 建設改良費	656	282	480	460	530	580	340	
うち職員給与費								
2. 企業債償還金	568	593	602	663	734	785	823	
うち建設改良のための企業債分	568	593	602	663	734	785	823	
うち災害復旧のための企業債分								
3. 他会計長期借入金返還金								
4. その他	25	28	31	31	31	31	31	
うち繰延勘定								
支出計 (B)	1249	903	1113	1154	1295	1396	1194	
差引不足額 (B)-(A) (C)	228	296	374	412	454	475	506	
1. 損益勘定留保資金	228	296	376	405	437	463	487	
2. 利益剰余金処分量								
3. 繰越工事資金								
4. その他								
計 (D)	228	296	376	405	437	463	487	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	-2	7	17	12	19	
当年度許可債で未借入又は未発行の額 (F)								
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	-2	7	17	12	19	
他会計借入金残高 (G)								
企業債残高 (H)	7641	7325	7123	6840	6556	6271	5708	

一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円、%)

	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
収益的収支	322	365	336	331	338	341	342
資本的収支	303	316	323	346	376	407	415
合計	625	681	659	677	714	748	757

VII まとめ

今回の「組合立諏訪中央病院経営強化プラン」の趣旨は、地域の医療機関における機能分化・連携強化等を通じ、役割分担の明確化・適正化や医師・看護師確保の取り組みなどの一層の必要性等を踏まえ、「地域医療構想」の方針に沿った公立病院としての経営強化策を定めたものである。

その中には新たに「医師の働き方改革への対応」と「新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組」といった2つの新たな要素も加味している。

具体的には、前回策定した「諏訪中央病院新改革プラン」に加え、新たに以下の事項について当院としての考え方、目標といったものを盛り込んだ。

- 医療機能や質、連携強化等の視点から、数値目標の中に新たな項目を加えた。
 - ・リハビリ件数や在宅復帰率等の目標値をより詳細に定める
 - ・近隣医療機関の看護師が不足していた時期における看護師派遣や、長野県「地域医療人材拠点病院」として認定を受け、富士見町、長和町、原村、松本市、茅野市の5市町村6医療機関に医師派遣件数等を見込む等。
- 医師の働き方改革については、具体的に当院独自の、医師及び医療従事者負担軽減、処遇改善に関する58項目からなるタクス・シフト/シェア、医師業務の見直し、勤務環境改善にむけた取組事項を掲げ、取り組んでいくことを明示。
- 今後の新興感染症の拡大等に備えた院内組織として、新型コロナウイルス感染症に対する当院の体制として、院内に設けた COCC (Conference On Covid Control) と同様に機能する組織を素早く結成、解体できる体制を作り、有事の際には的確な対応と医療機関、行政等との連携に心がける。
- デジタル化への対応として、マイナンバーカードへの対応や今後茅野市が進める DX 構想との連携を基本に遠隔医療等の取組。

○3 診療所の経営移譲

令和5年度よりリバーサイドクリニック、北山診療所、泉野診療所(以下3診療所という)が当院に経営移譲された。移譲時において業務の一部を病院一括管理とした人件費削減や薬品・医療材料及び検体検査発注の効率化による費用削減効果を移譲前より見込んでおり、現在見込み通り黒字となっている。経過実績を分析しながら、随時必要な部分にテコ入れを行いつつ、健全経営を維持していく。

今回の経営強化プランは諏訪圏域の地域医療構想を踏まえたものであり、これからの当院の果たす役割を踏まえれば、当面病床規模等、医業収益を左右する設備面での大きな見直しは行うべきではないと考えている。

一方で、前回プラン以降、公立病院を取り巻く経営環境は大きく変化しており、今回の新型コロナウイルス感染症対策に見られたように、地域で求められる我々の

役割といったものが改めて再認識されたことを踏まえれば、経営的な不安定要素を極力払拭していく努力を怠らず、事業運営を推進していく意識を職員全体が共有していく必要性をより強く感じている。

令和元年度以降、経常収支が黒字に転じた流れを堅持し、病院目標としての「5つの経営視点に立った行動計画」の進捗状況をチェックしながら、「住民・地域の医師から信頼される中核病院」として着実な健全経営を目指していきたい。